

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（抄）

別表第三（第四条関係）

一 建築物

- イ 学校（専修学校及び各種学校を含む。）
- ロ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- ハ 劇場、映画館又は演芸場（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- ニ 観覧場
- ホ 集会場又は公会堂
- ヘ 展示場
- ト 卸売市場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- チ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗で、その売場面積が三十平方メートル以上のものをいう。リ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）を除き、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- リ コンビエンスストアのうち、地上階に売場を有するもの（床面積の合計が百五十平方メートル以上のものに限る。）
- ヌ ホテル又は旅館（これらのうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- ル 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署その他の公共的施設
- ヲ 事務所（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- ワ 映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- カ 共同住宅又は寄宿舍（これらのうち、床面積の合計が千平方メートル以上のものに限る。）
- ヨ 下宿（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- タ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- レ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ソ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- ツ 博物館、美術館又は図書館
- ネ 公衆浴場（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- ナ 飲食店（床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- ラ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（これらのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- ム 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（これらのうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- ウ 銀行その他の金融機関の店舗
- エ 郵便局
- ノ 一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗
- オ 工場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- ク 火葬場（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- ヤ 自動車車庫（床面積の合計が五百平方メートル以上のものに限る。）
- マ 公衆便所

二 小規模建築物

- イ 診療所（患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）、薬局、理髪店又は美容院のうち、床面積（車庫等床面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が二百平方メートル未満のもの
- ロ コンビエンスストアのうち、床面積の合計が百五十平方メートル未満のもの
- ハ 物品販売業を営む店舗（薬局及びコンビニエンスストアを除く。）若しくは飲食店、クリー

ニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗又は公衆浴場のうち、床面積の合計が百平方メートル以上二百平方メートル未満のもの

三 公共交通機関の施設

イ 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設

ロ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港

ハ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル

四 公園

イ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園その他これに類する公園

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条の児童遊園

ハ 遊園地、動物園又は植物園

五 道路

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）

六 路外駐車場

第一条に規定する路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの（その利用について料金を徴収するものに限る。）

一部改正〔平成一二年規則一三号・一六年八〇号・一八年九九号・二一年五一号・二三年九号・二六年六七号・二九年一九号・令和三年規則四号〕